

62 「農泊」の推進

【7,495(5,000)百万円】

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

<主な内容>

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域資源を魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成・確保や優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援します。

（ 事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 交付率：定額、1/2等 ）

お問い合わせ先：

1の対策 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
2の対策 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進対策

農泊推進事業（ソフト対策）

○事業概要

農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援

○実施主体

地域協議会、農業協同組合、NPO法人等

○事業期間 2年間

○交付率 定額

〔 1年目：上限800万円
2年目：上限400万円 〕



インバウンドに対応した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



地域の特産品の開発

施設整備事業（ハード対策）

○事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設の整備など、農泊を推進するために必要となる施設等の新設又は補修・改修を支援

○実施主体

市町村、地域協議会の構成員である法人等

○事業期間 2年間

○交付率 1 / 2



古民家を活用した宿泊施設



※イメージ



廃校を改修した体験施設

広域ネットワーク推進事業（拡充）

○事業概要

国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成・確保等を支援

○実施主体

民間企業、都道府県等

○事業期間 1年間

○交付率 定額



海外の有名タレントを活用した動画(LiTV)の撮影

※LiTV…アジア新興国の富裕層を対象としたライフスタイル専門のCATV局



農泊シンポジウムの開催

農泊推進関連対策

○事業概要 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援

○実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等 ○事業期間 原則3年間 ○交付率 1 / 2等



農産物販売施設



農家レストラン